

第 2 4 3 回 教育研究評議会（定例） 議事要旨

日 時 令和 4 年 3 月 1 7 日（木） 1 3 : 2 5 ~ 1 6 : 5 3
場 所 W e b 会 議

（前回議事要旨確認）

第 2 4 2 回教育研究評議会（定例）（R4.2.17 開催）

- 議題 1. 教員の人事事項について（資料 1）（資料画面共有） ※最後に審議
議題 2. 理事の選任に係る意見聴取について（資料 2）（資料画面共有）
議題 3. 学則及び副学長に関する規則の一部改正について（資料 3）
議題 4. 事務組織再編等に伴う国立大学法人鹿児島大学事務組織規則の一部改正について（資料 4）
議題 5. 学内共同教育研究施設の組織改革に伴う鹿児島大学情報基盤統括センター規則等の新規制定について（資料 5）
議題 6. 令和 3 年改正個人情報保護法の施行に伴う国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則等の全部改正について（資料 6）
議題 7. 国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則及び国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則の一部改正について（資料 7）
議題 8. 国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則第 6 条に基づく懲戒処分の指針の一部改正について（資料 8）
議題 9. 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う年度計画及び年度評価関係規則等の改正について（資料 9）
議題 1 0. 鹿児島大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規則及び鹿児島大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則の一部改正について（資料 1 0）
議題 1 1. 鹿児島大学大崎活性化センター利用規則の制定について（資料 1 1）
議題 1 2. 国立大学法人鹿児島大学商標管理細則、国立大学法人鹿児島大学ノウハウ、プログラム等及び研究マテリアル等管理細則及び国立大学法人鹿児島大学品種登録管理細則の一部改正について（資料 1 2）
議題 1 3. 鹿児島大学における公的研究費の取扱いに関する規則等の一部改正について（資料 1 3）
議題 1 4. 令和 4 年度鹿児島大学における公的研究費の不正使用防止にかかるコンプライアンス教育および啓発活動の実施計画（案）について（資料 1 4）
議題 1 5. 大学間学術交流協定及び学生交流の覚書の締結について（資料 1 5）
- 報告事項 1. 副学長の選任について（資料 1 6）（資料画面共有）
報告事項 2. 学長補佐の選任について（資料 1 7）（資料画面共有）
報告事項 3. 保健師養成課程の大学院移行構想について（医学部保健学科における保健師養成課程の募集停止について）（資料 1 8）
報告事項 4. 令和 4 年 3 月卒業（修了）予定者の進路状況について（2 月 1 日現在）（資料 1 9）
報告事項 5. 令和 3 年度科学研究費助成事業の最終採択状況について（資料 2 0）
報告事項 6. 鹿児島大学における国際学術交流協定等に関する要項の制定について（資料 2 1）
報告事項 7. 令和 4 年 3 月 1 日以降の「水際対策強化に係る新たな措置（27）」について（資料 2 2）
報告事項 8. 湖南農業大学とのダブル・ディグリープログラム協定の改定について（資料 2 3）

報告事項 9. 中南大学との部局間特別プログラム協定の締結について（資料 2 4）

報告事項 10. 不審メール対応訓練実施報告について（資料 2 5）

報告事項 11. 情報セキュリティ自己点検報告について（資料 2 6）

報告事項 12. Email に関わる啓発等について（資料 2 7）

報告事項 13. 委員会報告（開催済）

（教育）

① 令和 3 年度第 11 回教務委員会（R4. 2. 22）（資料 2 8）

② 令和 3 年度第 11 回ファカルティ・ディベロップメント委員会（R4. 2. 24）（資料 2 9）

③ 令和 3 年度第 10 回共通教育委員会（R4. 2. 18）（資料 3 0）

④ 令和 3 年度第 13 回学生生活委員会（R4. 2. 14）（資料 3 1）

⑤ 令和 3 年度第 14 回学生生活委員会（臨時）（メール会議：R4. 2. 22～2. 24）（資料 3 2）

その他

1. 新型コロナウイルスの現在の対応状況等について（資料 3 3）

2. 令和 3 年度（第 70 回）卒業式・修了式及び令和 4 年度（第 74 回）入学式の規模縮小開催及び記念撮影パネルの設置について（資料 3 4）

[出席委員] 24 名

佐野学長

(理事) 馬場、越塩、岩井、武隈

(副学長) 渡邊

(学部長等) 松田、有倉、岡村、橋口（照）、西村、木下、橋本、佐久間、三角、坂本、山口（明）、井戸、
中原、寺田、久保田、橋口（知）、森

(事務局長) 田頭

[欠席評議員] 0 名

(理事)

(副学長)

(学部長等)

(事務局長)

[オブザーバー]

日高監事、石窪理事、萩元理事

(副学部長等) 藤内、山口（武）、小山、赤崎、田口、川畑、寺岡、上西、三好、二宮、山崎

冒頭、令和 4 年 2 月 17 日開催の第 242 回（定例）教育研究評議会の議事要旨（案）の確認が行われ、原案どおり了承された。

議題 1. 教員の人事事項について（資料 1）（資料画面共有） ※最後に審議

学長から、教員の人事事項について諮られ、最初に人事課課長代理（労務管理担当）から配付資料の説明があった。

引き続き、教員の懲戒については、本学職員懲戒規則第 4 条第 1 項に基づき、処分の種類等及び審査内容についての審査を、学長から教育研究評議会に申し出ることになっていること及び出席者には

守秘義務が課せられる旨説明があった。

審議するに当たり、学長から、本事案の概要について説明があり、懲戒に関する調査委員会委員長の越塩理事から、本事案の詳細について資料に基づき説明が行われた。

引き続き、学長から、審査説明書（案）について諮られ、越塩理事から、審査説明書（案）の内容について説明があった後、「諭旨解雇」とする処分量定について可否投票が行われ、Web会議での投票の結果、原案どおり処分量定として「諭旨解雇」が相当であることが了承された。

この結果、明日、学長から事務局長の列席の下、処分対象者に審査説明書を交付する旨説明があった。

なお、処分の決定に当たり、対象教員は審査説明書受領後14日以内（令和4年4月1日まで）に陳述の請求ができる旨説明があり、

- ・ 陳述の請求があった場合は、教育研究評議会において口頭又は書面による陳述の方法や参考人等の採否等の必要事項を決定して請求者に通知し、更に教育研究評議会では審査を行った後、役員会の議を経て処分を行うこと。
- ・ 陳述の請求がなかった場合又は陳述請求しない旨申出があった場合は、陳述請求期間である14日間が経過した後に役員会（令和4年4月4日開催予定）の議を経て懲戒処分書を交付すること等について説明があった。

また、公表方法等の確認があり、原案どおり了承され、最後に出席者には守秘義務があることが再度確認された。

議題2．理事の選任に係る意見聴取について（資料2）（資料画面共有）

学長から、現事務局長を財務・施設担当理事に選任するため、本学組織規則第9条第1項に基づき、教育研究評議会から意見を聴取することについて説明があり、特段の意見は無かった。

なお、理事就任後も引き続き事務局長も兼務し、理事の任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までである旨説明があった。

議題3．学則及び副学長に関する規則の一部改正について（資料3）

学長から、学則及び副学長に関する規則の一部改正について諮られ、越塩理事から、特任教授に副学長を兼務させるため、「本学学則」及び「本学副学長に関する規則」を改正すること、施行日は令和4年4月1日であること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題4．事務組織再編等に伴う国立大学法人鹿児島大学事務組織規則の一部改正について（資料4）

学長から、事務組織再編等に伴う国立大学法人鹿児島大学事務組織規則の一部改正について諮られ、越塩理事及び事務局長から、学術情報部と総務部情報企画課を統合し情報推進部を設置すること、既設事務組織の横断により環境支援部を設置すること、財務部経理課の収入係と支出係を統合し出納係を設置すること、機構及び学内共同教育研究施設の組織改革に基づき、本学事務組織規則を改正すること、施行日は令和4年4月1日であること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題5．学内共同教育研究施設の組織改革に伴う鹿児島大学情報基盤統括センター規則等の新規制定について（資料5）

学長から、学内共同教育研究施設の組織改革に伴う鹿児島大学情報基盤統括センター規則等の新規制定について諮られ、越塩理事から、学内共同教育研究施設の組織改革により学術情報基盤センターを改組し、情報基盤統括センターを設置するため、「本学情報基盤統括センター規則」及び「本学情報基盤統括センター運営委員会規則」を制定すること、施行日は令和4年4月1日であること等資料

に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 6. 令和 3 年改正個人情報保護法の施行に伴う国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則等の全部改正について（資料 6）

学長から、令和 3 年改正個人情報保護法の施行に伴う国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則等の全部改正について諮られ、越塩理事から、令和 3 年改正個人情報保護法の施行に伴い、「本学が保有する個人情報の保護管理に関する規則」及び「本学個人情報開示等に関する取扱規則」を改正すること、施行日は令和 4 年 4 月 1 日であること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 7. 国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則及び国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則の一部改正について（資料 7）

学長から、国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則及び国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則の一部改正について諮られ、越塩理事から、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 58 条）」が令和 3 年 6 月 9 日に公布されことに伴い、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和され、「引き続き雇用された期間が 1 年以上である者」という要件が廃止されるため、「本学職員育児休業等規則」及び「本学職員介護休業等規則」について、同要件を廃止のため改正すること、労使協定も同要件を廃止することと、施行日は令和 4 年 4 月 1 日であること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 8. 国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則第 6 条に基づく懲戒処分の指針の一部改正について（資料 8）

学長から、国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則第 6 条に基づく懲戒処分の指針の一部改正について諮られ、越塩理事から、令和 3 年 4 月 16 日付けで文部科学省から通達された「国立大学附属学校における教員による児童生徒に対するわいせつ行為に関する対応及び適切な教員採用の推進について」により、附属学校教員が児童生徒に対してわいせつ行為を行った場合は原則懲戒解雇とする旨明記したこと、鹿児島大学における研究活動上の不正行為に関する規則が令和 3 年 4 月 1 日に改正され特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の不正行為についても特定不正行為に準じて懲戒処分の対象とすることができるようになったこと、人事院の懲戒処分の指針（最終改正令和 2 年 4 月 1 日）に準拠する対応により、本学職員懲戒規則第 6 条に基づく懲戒処分の指針を改正すること、実施日は令和 4 年 4 月 1 日であること等資料に基づき説明があり、審議の結果、一部内容を確認することとし、了承された。

議題 9. 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う年度計画及び年度評価関係規則等の改正について（資料 9）

学長から、国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う年度計画及び年度評価関係規則等の改正について諮られ、岩井理事から、令和 3 年 6 月 28 日付け文部科学省高等教育局長及び文部科学省研究振興局長からの通知による国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本学の年度計画及び年度評価関係規則等 15 件の改正及び 1 件廃止すること、施行日は令和 4 年 4 月 1 日であること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 10. 鹿児島大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規則及び鹿児島大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則の一部改正について（資料 10）

学長から、鹿児島大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規則及び鹿児島大学寄附講座及び寄

附研究部門に関する規則の一部改正について諮られ、岩井理事から、大型外部資金の活用による本学の教育研究の進展及び充実を図る組織として設置する共同研究講座等と寄附講座等の設置を報告する会議体について、規定を統一すること、寄附講座等に係る各様式の記載事項欄等の追加及び押印廃止等するため、「本学共同研究講座及び共同研究部門に関する規則」及び「本学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則による規則」を改正すること、施行日は役員会承認日であること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 1 1. 鹿児島大学大崎活性化センター利用規則の制定について（資料 1 1）

学長から、鹿児島大学大崎活性化センター利用規則の制定について諮られ、岩井理事から、大崎活性化センター利用に関する規定は申合せで規定していたが本学における規則等の制定等に関する規則第 3 条に従って「規則」として制定すること、また、大崎活性化センター内に拠点を設置している共同獣医学部附属動物病院大隅産業動物診療研修センターで他の獣医系大学の学部生を対象にした参加型臨床実習等を実施することができるよう規定すること、現在の申合せは廃止すること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 1 2. 国立大学法人鹿児島大学商標管理細則、国立大学法人鹿児島大学ノウハウ、プログラム等及び研究マテリアル等管理細則及び国立大学法人鹿児島大学品種登録管理細則の一部改正について（資料 1 2）

学長から、国立大学法人鹿児島大学商標管理細則、国立大学法人鹿児島大学ノウハウ、プログラム等及び研究マテリアル等管理細則及び国立大学法人鹿児島大学品種登録管理細則の一部改正について諮られ、岩井理事から、各細則規定の諸様式について、手続き様式の職責者の変更及び不要な押印箇所を廃止するため、「本学商標管理細則」、「本学ノウハウ、プログラム等及び研究マテリアル等管理細則」及び「本学品種登録管理細則」を改正すること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 1 3. 鹿児島大学における公的研究費の取扱いに関する規則等の一部改正について（資料 1 3）

学長から、鹿児島大学における公的研究費の取扱いに関する規則等の一部改正について諮られ、馬場理事及び研究協力係長から、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和 3 年 2 月 1 日に一部改正されたため、「本学における公的研究費の取扱いに関する規則」、「本学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」、「本学における公的研究費に関する不正防止計画及び本学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則」を、不正防止対策強化を実施するためにガバナンスの強化、意識改革及び不正防止システムを強化すること等の改正を行うこと、また、本学における公的研究費の取り扱いに関する運営及び管理体制イメージ図を作成し、規則等と併せて本学ホームページで公表すること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 1 4. 令和 4 年度鹿児島大学における公的研究費の不正使用防止にかかるコンプライアンス教育および啓発活動の実施計画（案）について（資料 1 4）

学長から、令和 4 年度鹿児島大学における公的研究費の不正使用防止にかかるコンプライアンス教育および啓発活動の実施計画（案）について諮られ、馬場理事及び研究協力係長から、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和 3 年 2 月 1 日に一部改正されたため、本学における公的研究費の取扱いにかかる規則第 5 条 3 項に令和 4 年度本学における公的研究費の不正使用防止にかかるコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を追記したこと等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

議題 15. 大学間学術交流協定及び学生交流の覚書の締結について（資料 15）

学長から、大学間学術交流協定及び学生交流の覚書の締結について諮られ、馬場理事から、2021年9月にイギリスのセントラル・ランカシャー大学の国際交流窓口から、国際学術交流協定及び学生交流の覚書の締結の申入れがあり、本学学生が英語圏への留学に高い関心を寄せている現状や留学先を増やし学生の国際交流を加速させることを考慮し、同大学と大学間学術交流協定及び学生交流の覚書を締結すること等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

報告事項 1. 副学長の選任について（資料 16）（資料画面共有）

学長から、副学長の選任について、資料に基づき説明があった。

報告事項 2. 学長補佐の選任について（資料 17）（資料画面共有）

学長から、学長補佐の選任について、資料に基づき説明があった。

報告事項 3. 保健師養成課程の大学院移行構想について（医学部保健学科における保健師養成課程の募集停止について）（資料 18）

岩井理事から、保健師養成課程の大学院移行構想について（医学部保健学科における保健師養成課程の募集停止について）、医学部保健学科で行っている保健師養成を、令和8年度から大学院保健学研究科（博士前期課程）に移行する構想に伴い、令和5年度入学生から保健師養成課程（選択制：40人）を募集停止すること等資料に基づき説明があった。

報告事項 4. 令和4年3月卒業（修了）予定者の進路状況について（2月1日現在）（資料 19）

武隈理事から、2月1日現在の令和4年3月卒業（修了）予定者の進路状況について、資料に基づき説明があった。

なお、学長から、進路状況が悪いため、運営費交付金の成果を中心とする実績状況に基づく配分が低い配分となっているので改善いただきたいこと等発言があった。

報告事項 5. 令和3年度科学研究費助成事業の最終採択状況について（資料 20）

馬場理事から、2月21日現在の研究種目ごとの令和3、2年度の新規の応募及び採択状況について、他大学との比較等も含め、資料に基づき説明があった。

報告事項 6. 鹿児島大学における国際学術交流協定等に関する要項の制定について（資料 21）

馬場理事及び国際事業課長から、鹿児島大学における国際学術交流協定等に関する要項の制定について、国際学術交流協定の締結等の手続きについて定めた基本方針等を整理統合すること、また、協定締結の手順、組織の見直し、プログラム協定等これまでの方針、指針等に定められていなかった要件等を追加し、本学における国際学術交流協定等に関する要項を制定すること、現基本方針等は廃止すること等資料に基づき説明があった。

報告事項 7. 令和4年3月1日以降の「水際対策強化に係る新たな措置（27）」について（資料 22）

馬場理事及び国際事業課長から、令和4年3月1日以降の「水際対策強化に係る新たな措置（27）」について、文部科学省通知により、令和4年3月1日以降外国人留学生等の新規入国に関して、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に入国が認められることとなったことに伴う本学の対応、留学生への経費の支援等について、資料に基づき説明があった。

なお、学長から、ウクライナ情勢に係る学長メッセージを本学ホームページに掲載したこと、留学生の方々へのサポート等、本学としてできる限りの対応を行いたいこと等発言があった。

報告事項 8. 湖南農業大学とのダブル・ディグリープログラム協定の改定について（資料 2 3）

馬場理事から、中国の湖南農業大学とのダブル・ディグリープログラム協定の改定について、農林水産学研究科から、湖南農業大学とのダブル・ディグリープログラム協定の改定申請があり、湖南農業大学から本学への留学に際し、語学水準を設定すること、試験日・入学時期・留学時期を実態に見合う日程に改定すること、湖南農業大学における修了要件（単位数）の誤記を修正すること等資料に基づき説明があった。

報告事項 9. 中南大学との部局間特別プログラム協定の締結について（資料 2 4）

馬場理事から、中国の中南大学との部局間特別プログラム協定の締結について、医歯学総合研究科から、中南大学との部局間特別プログラム協定の締結について申請があり、部局間特別プログラム協定を締結すること等資料に基づき説明があった。

報告事項 10. 不審メール対応訓練実施報告について（資料 2 5）

森副学長から、学生には11月15日に、教職員には11月22日に訓練用メールを送信した、不審メール対応訓練の実施結果について、資料に基づき説明があった。

報告事項 11. 情報セキュリティ自己点検報告について（資料 2 6）

森副学長から、2021年12月1日から2022年2月13日に実施した、情報セキュリティ自己点検結果について、資料に基づき説明があった。

報告事項 12. Email に関わる啓発等について（資料 2 7）

森副学長から、Emailに関わる啓発及びMicrosoft Teamsの使用方法等資料に基づき説明があった。

報告事項 13. 委員会報告（開催済）

学長から、下記①から⑤の委員会については、開催済みであり、各部局関係委員から確認願いたい旨の発言があった。

（教育）

- ① 令和3年度第11回教務委員会（R4.2.22）（資料28）
- ② 令和3年度第11回ファカルティ・ディベロップメント委員会（R4.2.24）（資料29）
- ③ 令和3年度第10回共通教育委員会（R4.2.18）（資料30）
- ④ 令和3年度第13回学生生活委員会（R4.2.14）（資料31）
- ⑤ 令和3年度第14回学生生活委員会（臨時）（メール会議：R4.2.22～2.24）（資料32）

その他

1. 新型コロナウイルスの現在の対応状況等について（資料 3 3）

武隈理事、馬場理事、坂本病院長及び事務局長から、各担当の新型コロナウイルスの現在の対応状況等について、資料に基づき説明があった。

2. 令和3年度（第70回）卒業式・修了式及び令和4年度（第74回）入学式の規模縮小開催及び記念撮影パネルの設置について（資料 3 4）

学長から、令和3年度（第70回）卒業式・修了式及び令和4年度（第74回）入学式を規模縮小して事務局棟4階特別会議室で各部局等代表者等のみ出席し開催する予定であること、また、記念撮影用のパネルを3月16日（水）から4月15日（金）午前まで、進取の気風広場、教育学部第2講義棟、農・獣医共通棟、稲盛会館、鶴陵会館、共通教育棟（桜ヶ丘キャンパス）に設置し、密にならないように注意して記念撮影いただくよう準備したことを本学ホームページに掲載し、メール周知を行ったこと

等資料に基づき説明があった。

最後に任期満了等により本日の教育研究評議会が最後となる評議員から挨拶及び3月末で定年退職、異動となる事務局等の部課長等の紹介があった。

次回の教育研究評議会（定例）は、令和4年4月21日（木）13時30分からとなった。